

佐賀県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年二月二十六日から平成二十二年三月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字境町九六 九番一地从先から 武雄市北方町大字芦原字長町九九 二番地先まで	平成二二・二・二六